

川崎市選挙管理委員会事務局行財政改革推進本部設置要綱

(目的及び設置)

第1条 行財政改革に係る事項について検討・実施することを目的として、川崎市選挙管理委員会事務局（以下「事務局」という。）に、川崎市選挙管理委員会事務局行財政改革推進本部（以下「局本部」という。）を置く。

2 局本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

3 本部長は事務局長を、副本部長は選挙部長をもって充てる。

4 本部員は、事務局の課長職をもって充てる。

(会議)

第2条 局本部会議は、必要に応じ本部長が召集し、その議長となる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第3条 委員会の庶務は、選挙課管理係において処理する。

(委任)

第4条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。